

結婚新生活の経費を支援します



目的

経済的理由で結婚に踏み出せない人を対象に、結婚に伴う新生活の経費を支援することにより、婚姻数の増加につなげ、少子化対策に寄与することを目的とする。

補助額

上限30万円

申請期間

令和4年4月1日～
令和5年3月31日

対象となる世帯

対象となる世帯は次の条件を全て満たす世帯です。

1. 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出され、結婚を機に新たに住宅を賃借又は購入し、美濃市に住民票がある世帯
2. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
3. ご夫婦の令和3年分所得の合計額が400万円未満の世帯

「ご夫婦の所得400万円」を年収に換算すると、約540万円程度

※貸与型奨学金を返済している世帯は令和3年中の年間返済額をご夫婦の所得から控除できます。

※結婚を機に夫婦の双方又は一方が離職している場合は、転職・離職した翌月の月収から換算した所得となります。

4. 美濃市新婚世帯家賃補助金以外の、その他公的制度による家賃補助金等を受けていないこと。

対象となる経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの転入（転居）にかかる費用

1. 新規の住宅賃借費用（賃料（駐車料は対象外）、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
2. 新規の住宅取得費用（購入費）
3. 結婚に伴う引越し費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る）

手続きの流れ（一般）

▼令和4年4月1日～



問い合わせ先

美濃市役所 建設部 都市整備課
電話 0575-33-1122（内線 233・234）

美 濃 市